

令和6年度

第2回 香川県公共事業評価委員会

令和6年8月19日

## 目 次

### 【総括資料】

- 議事次第 ..... 1
- 委員会委員名簿 ..... 2
- 香川県公共事業評価実施要領 ..... 3
- 香川県公共事業評価委員会設置要綱 ..... 6
- 香川県公共事業評価委員会傍聴要領 ..... 8
- 再評価対象事業位置図 ..... 10
- 再評価対象事業総括表 ..... 11
- 再評価の視点と対応方針決定の考え方 ..... 13
- 再評価実施要領 ..... 14

### 【別添資料】

- 農山漁村地域整備交付金事業 森林管理道琴南財田線 ..... 資料－ 1
- 道路改築事業 県道高松坂出線（五色台工区） ..... 資料－ 2
- 浸水対策下水道事業 中心市街地西部地区（大規模雨水処理施設整備事業）  
高松市公共下水道 ..... 資料－ 3

## 令和6年度 第2回 香川県公共事業評価委員会

### 議 事 次 第

日 時：令和6年8月19日（月）14：00～  
場 所：高松港旅客ターミナルビル 7階会議室

- 1 開 会
  
- 2 再評価の審議  
○ 事業説明及び質疑応答
  
- 3 詳細審議対象事業について
  
- 4 その他
  
- 5 閉 会

## 香川県公共事業評価委員会委員名簿

(令和6年8月現在)

香川大学 名誉教授	白木 渡
香川大学創造工学部教授学部長	末永 慶寛
佐藤好美建築工房主宰	佐藤 好美
(株)人間科学研究所所長	池田 弘子
香川大学経済学部准教授	福村 晃一
(一社)香川経済同友会専務理事	國村 一郎
香川大学創造工学部准教授	玉置 哲也

以上 7委員(敬称略・順不同)

## 香川県公共事業評価実施要領

### 第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、事業計画の効果・効率性や事業効果の発現状況等の検証を行うため、県が事業主体となって実施する公共事業の評価（以下「事業評価」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 事業評価の対象

対象とする事業は、県が事業主体として実施する事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業、局部改良事業等の比較的小規模な事業及び単独事業を除く全ての事業とする。

### 第3 事業評価の区分と対象範囲

事業評価の区分と対象範囲は、以下のとおりとする。

なお、以下に掲げる評価を実施する事業以外の事業についても、国の定める要領及び要綱等に準じ、適宜、適切な時期に評価を実施するものとする。

#### 1 新規事業採択時評価

新規事業採択時評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

- (1) 事業費を予算化しようとする事業
- (2) 準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業

#### 2 再評価

再評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

なお、再評価を実施しようとする年度に事業が完了又は既に主要な工事を完了している事業については、対象事業から除くことができるものとする。

- (1) 事業採択後5年目で未着工の事業
- (2) 事業採択後10年目（ただし、補助事業は5年目）で継続中の事業
- (3) 再評価実施後5年間が経過している事業
- (4) 上記以外の事業で、再評価の実施の必要が生じた事業

#### 3 事後評価

事後評価を実施する事業及び整備計画は、以下のとおりとする。

- (1) 事業完了後一定期間（5年以内）が経過した事業で、県が事後評価を行う必要があると判断する事業
- (2) 整備計画終了後

#### 4 その他

上記1、2及び3以外の評価のうち、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により事業評価の実施の必要が生じた事業

### 第4 事業評価の実施及び結果等の公表

#### 1 事業評価の実施時期

- ① 第3の1の事業については、当該予算に係る年度の前年度末までに実施する。
- ② 第3の2（1）の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
- ③ 第3の2（2）の事業については、事業採択後10年目（ただし、補助事業は5年目）の年度末までに実施する。
- ④ 第3の2（3）の事業については、再評価実施時から5年間が経過後の年度末までに実施する。
- ⑤ 第3の3（1）の事業については、事後評価の対象となる年の年度末までに実施する。
- ⑥ 第3の3（2）の整備計画については、計画期間の終了後又は計画期間の最終年度中に実施する。

#### 2 評価結果、対応方針等の公表

評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯等とともに公表するものとする。

### 第5 事業評価の手法

事業評価にあたっては、対象事業の特性に応じて評価を行う際に整理すべき指標及び対応方針を決定する際の判断基準等（以下「評価手法」という。）について、適宜設定するものとする。

なお、国の定める要領及び要綱等に規定のある事業の評価を実施する場合は、国の定める要領及び要綱等に基づいた評価手法に準ずるものとする。

### 第6 対応方針の決定

知事は、事業評価の実施に当たり、第三者の意見を求める諮問機関として、香川県公共事業評価委員会を設置し、意見を聴き、その意見をできる限り尊重して、対象事業の対応方針（継続、事業計画の見直し、休止又は中止若しくは改善措置に関する方針等）を決定するものとする。

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか、事業評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

- 1 この要領は、平成24年8月17日から施行する。
- 2 令和2年2月18日 一部改正

## 香川県公共事業評価委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 香川県公共事業評価実施要領に基づき、専門的な見地からの意見を求めるため、香川県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、事業評価に係る県公共事業の対応方針について調査審議し、その適否等について知事に答申するものとする。

2 委員会は、調査審議するにあたっては、事業評価に係る県公共事業のうちから特に重要と認める事業を抽出し、当該事業について調査審議のうえ、知事に答申するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は委員7人以内で組織する。

2 委員は、地域の実状をよく理解している公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、委員会の会議を招集することが適切でないと認められるとき、委員の同意を得て、委員への持ち回りの審議により会議の開催に代えることができる。

### (意見の聴き取り)

第6条 委員会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(特例)

第7条 委員会は、市町（一部事務組合を含む。）から当該市町の実施する事業評価に係る公共事業の対応方針について意見を求められた場合においては、第1条及び第2条の規定にかかわらず、当該対応方針について調査審議し、当該市町に答申するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、香川県土木部技術企画課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成10年11月11日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、知事が招集する。
- 3 平成13年12月18日 一部改正
- 4 平成24年8月17日 一部改正
- 5 令和元年7月30日 一部改正
- 6 令和3年8月20日 一部改正

## 香川県公共事業評価委員会傍聴要領

(この要領の目的)

第1条 この要領は、「審議会等の会議の公開に関する指針(平成10年3月30日策定)」(以下「指針」という。)に基づき、香川県公共事業評価委員会の会議(以下「会議」という。)を公開する場合における当該会議の運営上必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は一般傍聴席と報道関係者席とに分ける。

2 一般傍聴席は10席とする。ただし、次条第3項ただし書の場合はこの限りでない。

(傍聴の申込み、受付)

第3条 一般傍聴席で会議を傍聴しようとする者は、会議の開催時刻30分前から開催時刻までの間に、関係の係員に申し出て、備え付けの傍聴受付簿に住所及び氏名を記載し、傍聴の申込みをしなければならない。

2 前項の申込みの受付は、次条に掲げる者を除き、先着順で行うものとする。

3 一般傍聴席で会議を傍聴できる者は、傍聴受付簿に記載した先着10名とする。ただし、会議の議長が、特に必要があると認めるときは、会議の会場のスペース等を勘案のうえ、一般傍聴席の数を増加し、当該増加席数に応じ、次順位者から傍聴を認めることができるものとする。

4 傍聴人は、会議の議長の指示に従い、会議の会場に入場しなければならない。

(傍聴席へ入場できない者)

第4条 次に掲げる者は、会議の会場に入場することができない。

- 一 酒気を帯びていると認められる者
- 二 異様な服装をしている者
- 三 きょう器その他危険物と認められる物品を携帯し又は獣類を連れた者
- 四 かさ、のぼり、標識、びら、看板、その他これらに類するものを携帯した者
- 五 その他審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければいけない。

- 一 拍手その他公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等審議を妨害しないこと。
- 二 帽子、外とうの類を着用しないこと。
- 三 飲食物を持ち込んで飲食しないこと。
- 四 不作法な姿勢をしないこと。

- 五 所定の席にて傍聴を行うこと。
- 六 会議の議長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音しないこと。
- 七 その他秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。
- 八 指針第3項ただし書に基づき、会議が非公開とされた場合には、会議の議長の指示に従い、速やかに退場すること。

(会場の秩序維持)

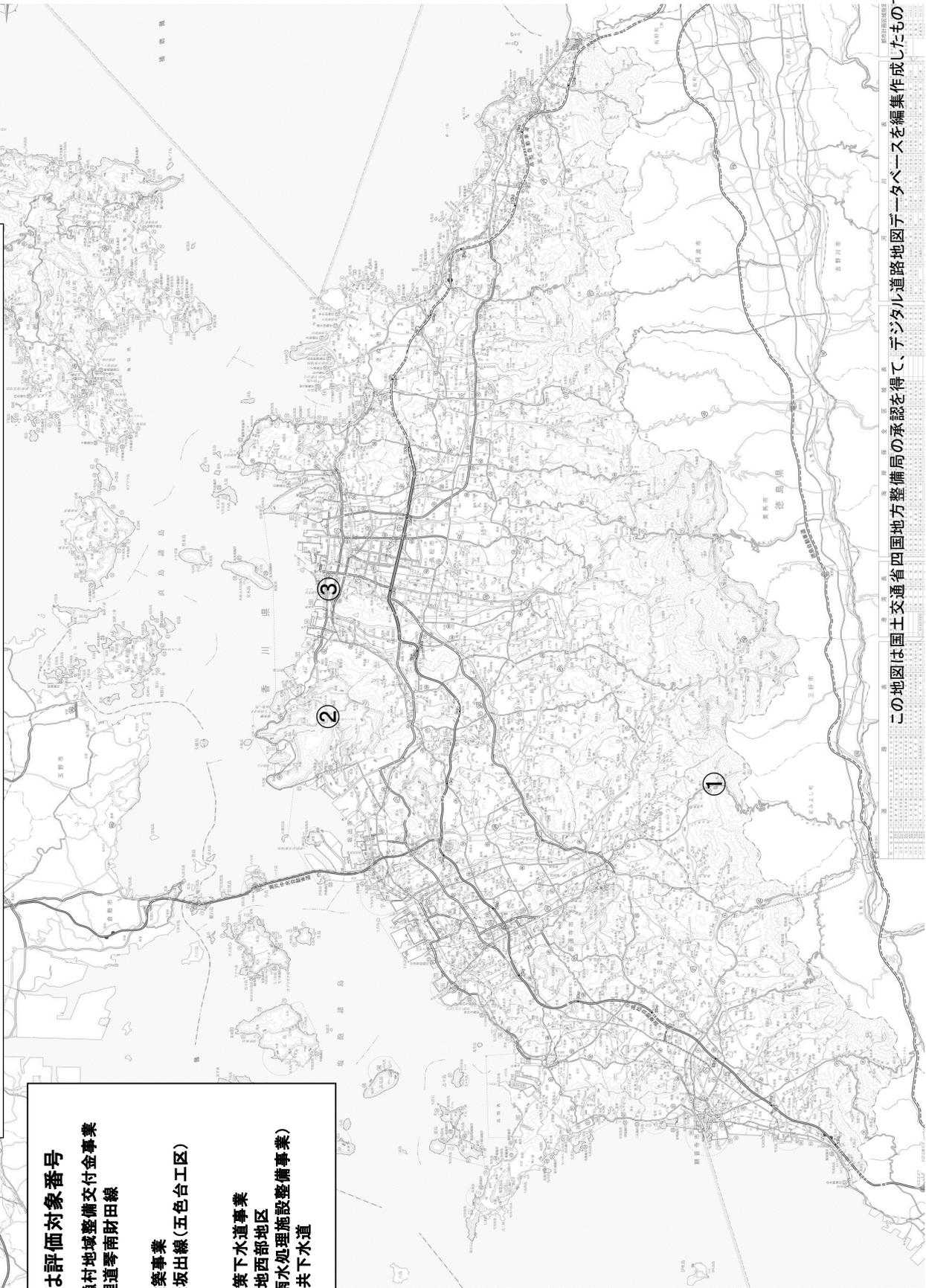
第6条 傍聴人において前条の規定を守らない者があるときは、会議の議長は、これを注意し、なお守らないときは退場を命じることができる。

附 則

- 1 この要領は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成24年8月17日から施行する。

# 令和6年度 事業評価【再評価】対象事業位置図

- 数字は評価対象番号
- ① 農山漁村地域整備交付金事業  
森林管理道琴南財田線
  - ② 道路改良事業  
県道高松坂出線(五色台工区)
  - ③ 浸水対策下水道事業  
中心市街地西部地区  
(大規模雨水処理施設整備事業)  
高松市公共下水道



この地図は国土交通省四国地方整備局の承認を得て、デジタル道路地図データベースを編集作成したものである

令和6年度 事業評価【再評価】対象事業総括表

評価対象番号	事業名	道路・河川名等	事業主体	工事箇所	着手年度	事業完了予定年度	再評価基準		対応方針(案)	前回抽出の有無	摘要
							年数	区分			
1	農山漁村地域整備交付金事業	森林管理道 琴南財田線	香川県	三豊市 まんのう町	H2 (1990)	R15 (2033)	再評価後5年 (R元)	D	継続		H26抽出審議 +現地調査
2	道路改築事業	県道高松坂出線 (五色台工区)	香川県	高松市、 坂出市	R元 (2019)	R6 (2024)		E	継続	●	R4抽出審議 +現地調査
3	浸水対策下水道事業 中心市街地西部地区 (大規模雨水処理施設整備事業)	高松市 公共下水道	高松市	高松市	R2 (2020)	R12 (2030)	採択後5年	B	継続		
<b>総計 3事業</b>											

※○: 抽出審議

■対応方針(案) 継続 3事業

※●: 抽出審議+現場調査

区分

- A: 事業採択後、一定期間経過後未着工の事業
- B: 事業採択後、長期間が経過している事業(事業採択後5年目<sup>※1</sup>)の年度末までに実施)
- C: 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業
- D: 再評価実施後、一定期間が経過している事業(再評価実施時から5年後の年度末までに実施)
- E: その他(社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業)

※1: 国が定める再評価実施要領に基づく再評価対象事業以外の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施。

令和6年度 事業評価【再評価】対象事業総括表(詳細)

令和6年8月現在

評価対象番号	事業名	道路・河川名等	事業主体	工事箇所	着手年度	事業完了予定年度	総事業費(百万円)	5年度まで執行事業費(百万円)	進捗率	残事業費(百万円)	事業の必要性等	事業が長期化している理由	再評価基準		対応方針(案)	摘要
													年数	区分		
1	農山漁村地域整備交付金事業	森林管理道 琴南財田線	香川県	三豊市 まんのう町	H2 (1990)	R19 (2037)	11,266	9,913	進捗率 88% (事業費ベース)	1,353	山地災害防止や水源かん養等の多様な公益的機能を持つ森林の適正な整備・保全を図るとともに、収穫期を迎える人工林の搬出間伐などの木材生産を効率的に推進する上で、骨格的な基盤施設として整備する必要がある。	整備延長が長く、完成までに多額の費用と期間を要するため、事業が長期化に及んでいる	再評価後5年 (R元)	D	継続	H26抽出審議 +現地調査
2	道路改築事業	県道高松坂出線 (五色台工区)	香川県	高松市、 坂出市	R元 (2019)	R6 (2024)	12,950	10,795	工事 85% (事業費ベース) 用地 100% (事業費ベース) ※事業費見直し前の進捗率	2,155	「さぬき浜街道」の一部であり、物流機能の強化や交通安全の確保、並行幹線道路の交通渋滞緩和に寄与するとともに、災害時における緊急輸送道路として重要な道路である。	社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた。		E	継続	R4抽出審議 +現地調査
3	浸水対策下水道事業 中心市街地西部地区 (大規模雨水処理施設整備事業)	高松市 公共下水道	高松市	高松市	R2 (2020)	R12 (2030)	10,812	1,839	進捗率 17% (事業費ベース)	8,973	中心市街地西部地区において、雨水排水能力を増強し、浸水被害を軽減する必要がある。		採択後5年	B	継続	
<b>総計 3事業</b>																

■対応方針(案) 継続 3事業

- A: 事業採択後、一定期間経過後未着工の事業
- B: 事業採択後、長期間が経過している事業(事業採択後5年目<sup>※1)</sup>の年度末までに実施)
- C: 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業
- D: 再評価実施後、一定期間が経過している事業(再評価実施時から5年後の年度末までに実施)
- E: その他(社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業)

※1: 国が定める再評価実施要領に基づく再評価対象事業以外の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施。

# 再評価の視点と対応方針決定の考え方

(国土交通省所管公共事業の再評価実施要領より)

## ■ 再評価の視点（第5の3）

### ① 事業の必要性等に関する視点

- 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- 2) 事業の投資効果
- 3) 事業の進捗状況

### ② 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等

### ③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性

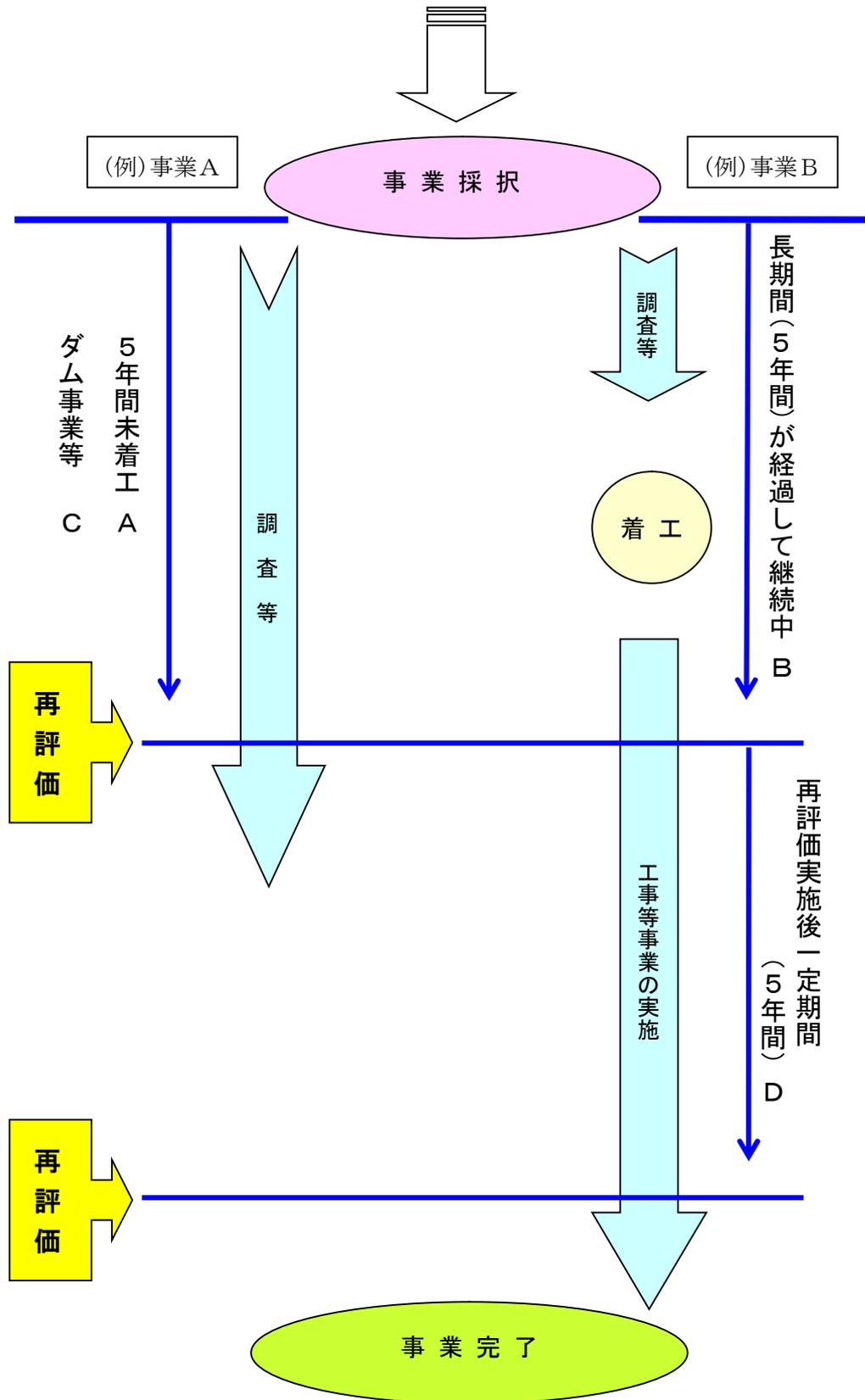
## ■ 対応方針決定の考え方（第5の4）

再評価の視点			対応方針
①事業の 必要性等	②事業進捗の 見込み	③コスト縮減や代替案立案等 の可能性	
○	⇔	○	継続
—			
○	⇔	×	継続
×	⇔	○	
○			中止
×	⇔	×	

# 再 評 価 実 施 要 領

- 事業の流れと再評価（国土交通省所管公共事業）・・・・・・・・・・ 15
- 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領【R6. 6. 27】・・・・・・・・ 16
- 林野公共事業の事業評価実施要領【R6. 5. 20】・・・・・・・・・・ 28
- 道路事業・街路事業に係る再評価実施要領細目【H30. 3. 12】・・・・ 35
- 下水道事業の再評価実施要領細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

事業の流れと再評価（国土交通省所管公共事業）



※その他社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要性が生じた場合：E

## 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領

### 第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

### 第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業とする。ただし、国土交通省が所管する公共事業のうち、いわゆる「その他施設費」に係る事業の再評価については、別途定めるところによるものとする。

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う事業をいう。ただし、水道に係る事業であって十億円未満の費用を要することが見込まれるものを除く。）
- (3) 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。））、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するもの又は水道に係る事業であって十億円未満の費用を要することが見込まれるものを除く。）

### 第3 再評価を実施する事業

1 再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

- (1) 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業

「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする（以下同じ。）。また、この場合において、「一定期間」とは、第4の1(3)①及び②1に掲げる種類の事業について

は「3年間」、第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については「5年間」とし、「未着工の事業」とは別紙-1のとおりとする。

(2) 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業

この場合において、「長期間」とは「5年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。

(3) 準備・計画段階で一定期間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。

① 高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等（高速自動車国道又は都市高速道路に係る事業を除く。）で大規模なもの（着工準備費を予算化したものに限る。）。

② 実施計画調査費を予算化したダム事業。

なお、「準備・計画段階」とは、①に掲げる事業については「着工準備費の予算化から事業採択に至るまでの段階」、②に掲げる事業については「実施計画調査費の予算化から河川整備計画に位置づけられるまでの段階」とし、「一定期間」とは、第4の1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については「3年間」、第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については「5年間」とする。

(4) 再評価実施後一定期間が経過している事業

この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、第4の1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に5年間が経過した時点で継続中（一部供用事業を含む。）又は3年間が経過した時点で未着工の事業」とし、第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）」とする。

(5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、事業費や事業期間等の進捗状況を適時・適切に確認する取組を行った事業についてはその結果も踏まえ、再評価の実施主体（第4の1(1)に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。）又は所管部局等（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。）の長が行うものとする。

## 2 留意事項

(1) 高速自動車国道に係る事業、都市高速道路に係る事業及び新幹線鉄道に係る事業

- については、工事実施計画の認可をもって事業費の予算化が決定されたとみなす。
- (2) 事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定又は変更が行われた事業については、「事業採択」の定義における「事業費の予算化」及び「準備・計画段階」の定義における「着工準備費の予算化」を「都市計画の決定又は変更」に、また、事業費の予算化後、河川整備計画の策定又は変更が行われ、当該事業が河川整備計画中に位置づけられる事業については、「事業採択」の定義の「事業費の予算化」を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることができるものとする。
  - (3) 水道に係る事業においては、「第3の1(2)事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業」の「長期間」とは「10年間」とする。なお、令和5年度以前に事業採択された事業においても同様の取り扱いとする。

#### 第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

##### 1 再評価の実施手続

- (1) 再評価の実施主体は以下のとおりとする。
  - ① 直轄事業にあつては、地方支分部局等。
  - ② 独立行政法人等施行事業にあつては、独立行政法人等。
  - ③ 補助事業等にあつては、地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等（国、独立行政法人等、地方公共団体等又は地方公社以外のものをいう。以下同じ。）。
- (2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所予算措置を公表する事業については、概算要求書の財務省への提出時までとする。
  - ① 第3の1(1)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後3年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
  - ② 第3の1(2)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
  - ③ 第3の1(3)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後3年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、着工準備費又は実施計画調

査費の予算化後5年目の年度末までに実施する。

- ④ 第3の1(4)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、再評価実施時から5年間（継続中の場合）又は3年間（未着工の場合）が経過後の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、再評価実施時から5年間が経過後の年度末までに実施する。
- (3) 再評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。
- ① 直轄事業 地方支分部局等は、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「データ収集等」という。）を行い、再評価を受けるために必要な資料（以下「再評価に係る資料」という。）を作成し、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、事業の継続の方針（必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。）又は中止の方針（中止に伴う事後措置を含む。）（以下「対応方針」という。）（原案）を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省等（本省又は外局をいう。以下同じ。）に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。
- ②1) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業を除く。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、関係する都道府県・政令市の意見を聴いた上で、対応方針（原案）を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省等に提出する。本省等は、独立行政法人等と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。
- 2) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業に限る。） 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、地方公共団体等と十分な調整を図った上で事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に提出し、必要な場合は補助金交付等に係る要求（間接補助事業の場合には地方公共団体が実施。また、一般国道の新設、改築に係る大臣認可申請を含む。以下同じ。）を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等（一

般国道の新設、改築に係る大臣認可を含む。以下同じ。)に係る対応方針を決定する。

- ③ 補助事業等 地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に送付し、必要な場合は補助金交付等に係る要求を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。
- (4) 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。また、独立行政法人等施行事業においても、河川整備計画の策定・変更の手続きの実施主体は地方支分部局等又は地方公共団体とする。
- (5) 高速自動車国道の暫定区間の車線数の増加に係る事業については、本省等の学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、整備計画の変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。

## 2 再評価結果、対応方針等の公表

対応方針の決定者及び所管部局等は、1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所では予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。

## 3 関係資料の保存

- (1) 対応方針の決定者及び所管部局等は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、再評価結果及び対応方針等に関する資料を保存するものとする。
- (2) 再評価の実施主体は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後10年まで、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとする。

#### 4 一括配分に係る事業に関する特例事項

一括配分に係る事業（地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業）については、以下のとおりとする。

- ① 1(3)の規定については、以下のとおりとする。
  - 1) 1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、1(3)②2)及び③の「本省等」を「当該事業を所管する地方支分局等」と読み替えるものとする。
  - 2) 1)の場合、地方支分部局等は、補助金交付等に係る対応方針等を本省等に送付するものとする。
- ② 2の規定については、「所管部局等」を「所管部局等及び当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。

#### 第5 再評価の手法

##### 1 再評価手法の策定

- (1) 所管部局等は、事業種別ごとの費用対効果分析を含む再評価手法を策定する。なお、事業種別ごとの再評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の1に定める評価手法研究委員会をいう。）に意見を聴くものとする。
- (2) 大臣官房は、評価手法について事業種別間において共通的に考慮すべき事項（以下、「共通的事項」）について策定する。なお、共通的事項を策定するに当たっては、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）の意見を聴くものとする。
- (3) 大臣官房及び所管部局等は、それぞれ策定した共通的事項及び事業種別ごとの再評価手法を公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告するとともに、策定した再評価手法を公表するものとする。
- (4) 再評価手法の改善については、第5の1(1)、(2)及び(3)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

## 2 再評価手法の改善

所管部局等は、再評価の精度の向上を図るため、再評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに再評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

また、公共事業評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の3に定める公共事業評価手法研究委員会をいう。）において、再評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について検討するものとする。

## 3 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

### ① 事業の必要性等に関する視点

#### 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

事業採択の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢等の変化状況等。

#### 2) 事業の投資効果

事業の投資効果やその変化。

原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

#### 3) 事業の進捗状況

再評価を実施する事業の進捗率、残事業の内容等。

### ② 事業の進捗の見込みの視点

事業の実施のめど、進捗の見通し等。

### ③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減の可能性や事業手法、施設規模等の見直しの可能性。

## 4 対応方針又は対応方針（案）決定の考え方

① 3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と

判断できる場合にあつて、③の視点による再評価により事業の見直しを図る必要がないと判断できる場合には、事業を継続することができるものとする。

- ② 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、③の視点による再評価に基づき、事業手法、施設規模等の見直しを実施することによって3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断できる場合にあつては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

また、3の①の視点による再評価及び②の視点による再評価がいずれも継続が妥当と判断される場合にあつても、③の視点による再評価に基づく事業の見直しを実施することで事業の効率化が図られると判断できる場合においては、当該見直しを実施した上で事業を継続することができるものとする。

- ③ 3の①の視点による再評価又は②の視点による再評価のいずれか又は両方において継続が妥当と判断できない場合にあつて、③の視点による再評価により、事業手法、施設規模等の見直しを実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を中止するものとする。

- ④ 河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更にあたり、学識経験者等から構成される委員会等が設置され、審議中である場合には、その審議状況を踏まえて、当面の事業の対応方針について判断するものとする。

## 第6 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

### 1 事業評価監視委員会の設置

再評価の実施主体の長は、再評価の実施に当たり第三者の意見を求める諮問機関として、事業評価監視委員会を設置するものとする。事業評価監視委員会は、地方支分部局等、都道府県、政令指定都市又は独立行政法人等ごとに原則として1つ設置するものとするが、都道府県又は政令指定都市については、必要に応じ事業種別を勘案して複数設置することができるものとする。なお、自ら事業評価監視委員会を設置する方法に代えて、独立行政法人等は地方支分部局等の事業評価監視委員会に、市町村等（政令指定都市を除く。）は都道府県の事業評価監視委員会に、地方公社又は民間事

業者等は地方公共団体の事業評価監視委員会に依頼する方法も採りうるものとする。

## 2 事業評価監視委員会における審議対象事業

事業評価監視委員会は、再評価の実施主体が再評価を実施する全ての事業の対応方針（原案）について審議するものとする。

## 3 事業評価監視委員会の役割

事業評価監視委員会は、再評価の実施手続きを監視し、当該事業に関して再評価の実施主体が作成した対応方針（原案）に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、意見の具申を行うものとする。

## 4 事業評価監視委員会における審議方法

審議方法は、各事業評価監視委員会が決定する。その際、審議の公開又は議事録の公表等により審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性に応じた判断や技術的判断等が可能な運営となるよう配慮するものとする。

## 5 事業評価監視委員会の意見の尊重

再評価の実施主体の長は、事業評価監視委員会より意見の具申があったときは、これを最大限尊重し、対応を図るものとする。

## 6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

## 第7 その他

### 1 再評価に係る重要事項の検討

本要領の改定等の再評価に係る重要事項は、検討委員会において検討し、決定するものとする。

### 2 所管部局等と各再評価の実施主体との密接な連携、調整

所管部局等と各再評価の実施主体は、ヒアリング、相談等により、密接な連携、調整を図るものとする。

### 3 沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

#### 4 事業種別ごとの実施要領の細目

所管部局等は、本要領に基づき、事業種別ごとの再評価についての実施要領の細目を定め、検討委員会に報告するものとする。

### 第8 施行

- 1 本要領は、令和6年6月27日から施行する。
- 2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（平成30年3月30日改定）」は、廃止する。

### 第9 経過措置

- 1 第4の1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。
  - (1) 平成22年度に、以下に該当する事業については、平成23年1月末までを目途に再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
    - ① 事業採択後5年間が経過して未着工の事業
    - ② 事業採択後10年間が経過して継続中の事業
    - ③ 準備・計画段階で5年間が経過している事業
    - ④ 再評価実施後5年間が経過して継続中又は未着工の事業
  - (2) (1)に該当する事業を除き、平成22年度に、第3の1に該当する事業及び第3の1に規定する期間を超過している事業については、平成24年1月末までを目途に再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として平成24年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。
- 2 第4の1(3)②2)及び③)に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。

- (1) 平成22年度に、事業採択後10年間が経過して継続中の事業については、平成22年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所では予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
- (2) (1)に該当する事業を除き、平成22年度に、第3の1(2)に該当する事業及び第3の1(2)に規定する期間を超過している事業については、平成23年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所では予算措置を公表する事業については、原則として平成24年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。

## 「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	未着工の定義
河川事業	用地買収手続、工事ともに未着手
ダム事業	用地買収手続、工事ともに未着手
砂防・地すべり対策事業	用地買収手続、工事ともに未着手
海岸事業	用地買収手続、工事ともに未着手
道路、街路事業	用地買収手続、工事ともに未着手
土地区画整理事業	用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手
市街地再開発事業	権利変換計画又は管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続又は補償手続に未着手
港湾整備事業	工事に未着手
空港整備事業	設置告示がなされていない又は用地買収手続等に未着手
航空路整備事業	実施設計又はシステム設計に未着手
都市・幹線鉄道整備事業	工事に未着手
整備新幹線整備事業	工事に未着手
船舶交通安全基盤整備事業	工事に未着手
住宅市街地基盤整備事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通常事業に準じて設定
住宅市街地総合整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手
下水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手
都市公園等事業	用地買収手続、工事ともに未着手

## 林野公共事業の事業評価実施要領

〔平成12年3月13日12林野計第73号〕  
林 野 庁 長 官 通 知  
(最終改正 令和6年5月20日)

### 第1 目的

林野公共事業において、事業採択段階から事業完了後に至るまでの事業の実施過程の透明性及び客観性を確保し、より効果的、効率的な事業の実施を図ることを目的とする。

### 第2 事業評価の実施単位

事業評価は、事業の実施地区（事前評価にあつては実施予定地区。以下同じ。）ごとに行う。ただし、当該事業が他の事業と一体的効果又は相乗効果を発揮する場合で、それぞれの評価を分離することが妥当性を欠くと認められる場合は、それら効果等について当該他の事業と一体的に評価する。

### 第3 事業評価の実施主体

林野公共事業の事業評価の実施主体は、林野庁とする。

### 第4 事業評価の手法等

#### 1 評価の手法

評価に当たっては、対象とする森林の多様性・超長期性等から、評価やその基礎と将来の社会経済情勢の予測が極めて困難な面があるが、可能な限り事業の特性に応じた適切な手法を選択する。

#### 2 費用及び効果の把握

##### (1) 費用及び効果の算定

費用は、整備及び維持管理に要する経費とする。また、効果は、原則として一般に公表されている統計データ等、客観的なデータを使用し、可能な限り貨幣化する。

なお、費用及び貨幣化された効果（便益）は、その発生時期の相違を踏まえて現在価値化するものとし、この場合の社会的割引率は4%とする。ただし、社会的割引率については、最新の社会経済情勢等を踏まえ、比較のために参考とすべき値を設定してもよいものとし、この場合の社会的割引率は1%及び2%を標準とする。また、費用及び便益の計測に当たって、過年度の実績値を活用する場合には、基準年度の名目価格に統一するものとし、必要に応じてデフレーターによる物価変動の影響の除去を行うものとする。

### 現在価値化の考え方

	過去	将来
費用	デフレーターで価格を調整した後、 社会的割引率で現在価値化を行う	社会的割引率
便益	社会的割引率	社会的割引率

#### (2) 重複計測の排除

効果の把握に当たっては、地区内において実施される類似事業の効果との重複を排除する。

#### (3) 費用便益分析

費用便益分析については、事業を実施した場合と実施しない場合の便益の差と費用の比をもって表示する。

#### (4) 感度分析等

費用及び便益の計測に当たっては、事業特性を踏まえ、必要に応じて設定された前提条件を変えた場合の感度分析を実施する。

### 3 評価の対象期間

評価の対象期間は、対象となる施設の耐用年数及び効果の発現期間を考慮して定める。

## 第5 事業評価の区分等

事業評価は、次に掲げる事前評価、期中の評価及び完了後の評価からなるものとする。（別紙体系図参照）

また、事業評価は、事業実施主体等からの必要な情報・データの収集・報告等に基づき効果的かつ効率的に行う。

#### 1 事前評価

事前評価は、事業採択の適正な実施に資する観点から、事業の採択前の段階において、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則とする。

#### 2 期中の評価

期中の評価は、事業継続等の方針の決定に資する観点から、社会経済情勢の変化、費用便益分析の算定基礎となった要因の変化等について点検し、改めて、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則とする。

### 3 完了後の評価

完了後の評価は、対象事業について必要な措置を講ずるとともに、事業の在り方の検討、事業の評価手法の改善等を行う観点から、事業効果の発現状況、事業実施による環境の変化、社会経済情勢の変化、費用便益分析の算定基礎となった要因の変化等について点検し、改めて、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則とする。

## 第6 事前評価の実施に関する事項

### 1 評価の対象及び実施時期

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号。以下「施行令」という。）第3条の規定による評価であって、林野公共事業（施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く。以下同じ。）のうち、総事業費10億円以上のものを対象とし、原則として、当該評価の対象となった事業に着手しようとする前年度までに行うものとする。

### 2 評価の方針

事前評価は、費用対効果分析その他の手法による定量的・定性的な効果をもって総合的に評価する。

## 第7 期中の評価の実施に関する事項

### 1 評価の対象

原則として、農林水産省政策評価基本計画（令和2年3月31日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）第7の3の評価の対象となった未着手及び未了の林野公共事業のうち、農林水産省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）において示されたものを対象とする。

### 2 実施時期

以下の時期に実施する。ただし、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化、事業の変更計画の検討等により必要と認められる場合は、適切な時期に評価を実施する。

- ① 未着手の事業にあつては、事業採択から未着手のまま5年を経過した時点
- ② 未了の事業にあつては、事業採択から未了のまま10年を経過した時点
- ③ 対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごと

なお、期中の評価を実施しようとする年度に事業が完了する場合は、評価を

実施しない。

### 3 評価の方針等

期中の評価は、以下の事項等について点検し、事業実施の妥当性について、総合的かつ客観的に評価し、事業の継続、変更、休止又は中止の方針を決定する。

#### (1) 評価の項目

- ① 費用便益分析の算定基礎となった要因の変化
- ② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化
- ③ 事業の進捗状況
- ④ 関連事業の整備状況
- ⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向
- ⑥ 事業コスト縮減等の可能性
- ⑦ 代替案の実現可能性（上記の検討の結果、問題があると認められる場合に限る。）

#### (2) 方針の判断基準

- ① 継続  
現在の計画に基づき事業を継続実施することが適当であると認められる場合
- ② 計画変更  
効果的・効率的な事業の執行の観点から、事業の実施方法、事業規模等の見直しが必要と認められる場合
- ③ 休止  
社会経済情勢の変化等に起因する問題が発生し、その問題の解消に相当の時間を要する場合
- ④ 中止  
事業の必要性がなくなっているか若しくは著しく低下していると認められた場合、又休止している事業で問題解消の目途が立たない場合

## 第8 完了後の評価の実施に関する事項

### 1 評価の対象

原則として、基本計画第7の3の評価の対象となった林野公共事業であって、総事業費10億円以上のもののうち、実施計画において示されたものを対象とする。

### 2 実施時期

事業完了後一定期間（おおむね5年）経過後に実施する。

また、事業の種別・目的によっては、適宜、一連の事業効果を発現する地域等の整備が完了した時点等として差し支えない。

ただし、これ以外の場合においても、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められるときは、適切な時期に評価を実施する。

### 3 評価の方針

完了後の評価は、以下の事項等について点検し、事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価する。

- ① 費用便益分析の算定基礎となった要因の変化
- ② 事業効果の発現状況
- ③ 事業により整備された施設の管理状況
- ④ 事業実施による環境の変化
- ⑤ 社会経済情勢の変化
- ⑥ 今後の課題等

## 第9 学識経験者等の知見の活用

評価の実施に関し、評価の客観性を確保し、多様な意見を反映させるとともに、評価手法及び透明性の向上を図ることを目的として、学識経験者等第三者の意見を聴取するものとする。

## 第10 評価結果の公表

評価結果の公表に当たっては、評価の透明性や国民からの評価結果の検証可能性を確保する観点から、関連文書、評価の過程で使用した情報・データの概要又はその所在に関する情報、学識経験者等第三者から聴取した意見を併せて公表する。

### 1 事前評価

事業の目的、計測した費用・効果、費用対効果分析の結果について、新規採択事業の公表とあわせて公表する。

### 2 期中の評価

期中の評価の結果及びそれに至った経緯等について公表する。

### 3 完了後の評価

完了後の評価の結果及びそれに至った経緯等について公表する。

## 第11 事業評価制度の改善等

評価手法については、今後更なる事業の透明性及び客観性を確保するよう逐次改善につとめ、その内容の充実に努める。

また、事業の実施に伴う負の効果についても、可能な限り定量化するとともに、その評価手法の確立に努める。

## 第12 事業実施主体が国でない事業のデータ等収集、評価結果の通知

補助事業等事業実施主体が国でない事業については、事業実施主体が主体性をも

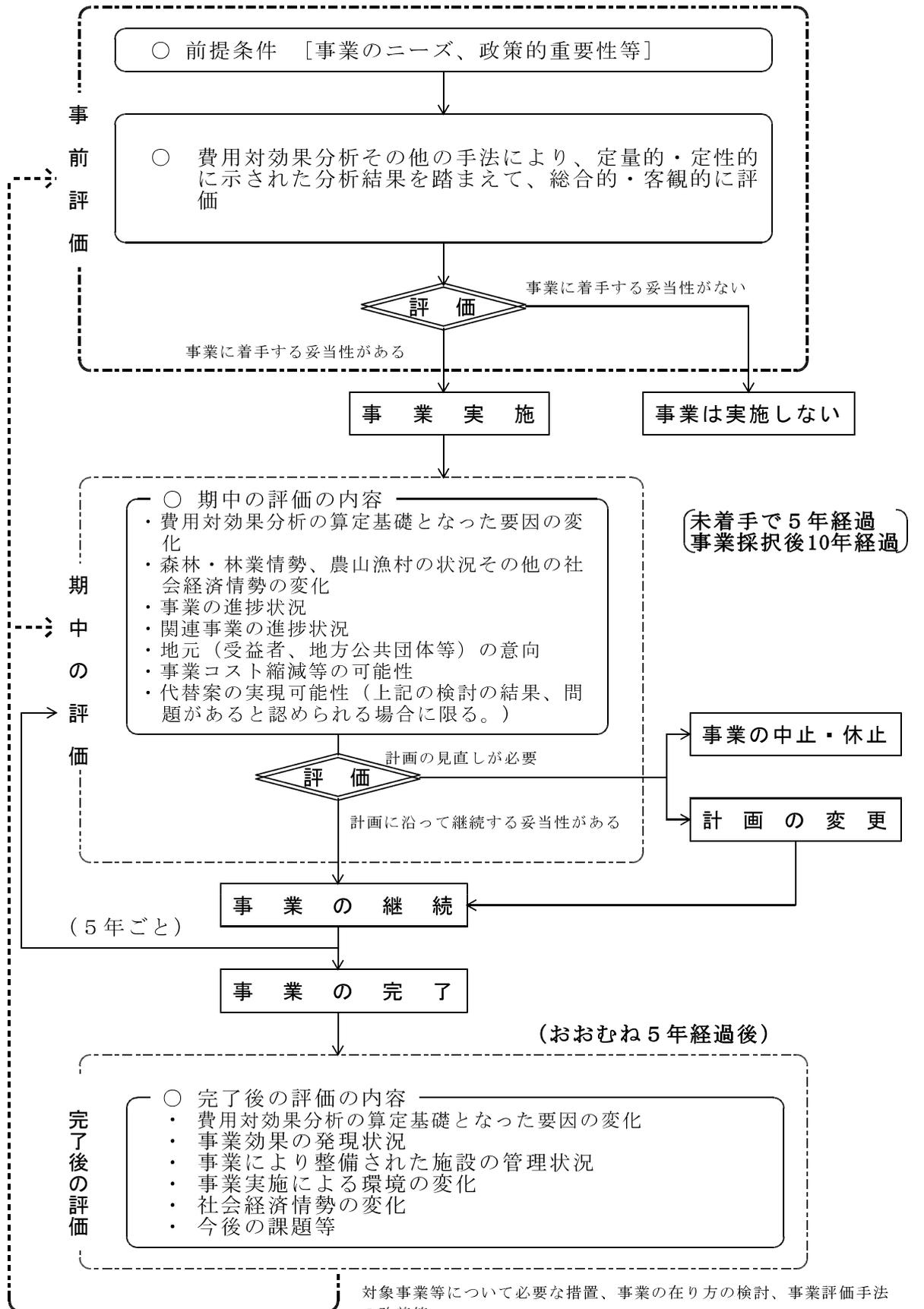
って事業の効率的・効果的な実施を図る観点から、事業実施主体等は必要な情報の収集及び事業効果の把握等に努めるものとする。

また、これら収集・把握した情報・効果等については、積極的に林野庁へ提供し事業評価に協力するものとし、林野庁は評価結果を事業実施主体等に通知する。

### 第13 附則

本要領は、平成12年度から実施する事業又は平成12年度において評価時期に該当する事業から適用することとする。

### 林野関係公共事業における事業評価制度の体系図



※事業評価については、あらかじめ学識経験者等により構成される第三者機関の意見を聴取

## 道路事業・街路事業に係る再評価実施要領細目

### 第1 再評価の対象とする事業の範囲（実施要領第2 関連）

対象とする事業は、新設・改築事業（独立行政法人等施行事業、高速自動車国道及び一般国道に係る事業並びに地方道及び街路に係る事業等に係るもの）とする。

ここで、独立行政法人等施行事業には、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が行う事業を含むものとする。

### 第2 再評価を実施する事業（実施要領第3 関連）

#### 1 事業単位の取り方

原則として事業採択を行う際の「箇所」を1つの事業単位とするが、一つの「箇所」を複数の「区間」に分けて事業採択する場合は、各々の「区間」を一つの事業単位とする。なお、複数の区間又は箇所（予定も含む。）が一体となって効果を発揮する道路ネットワークについては、それらをまとめて再評価を行うことができるものとする。

#### 2 「事業採択」、「未着工の事業」の定義

「事業採択」とは、「事業費が予算化された時点」としているが、高速自動車国道（独立行政法人等施行事業に限る。）及び都市高速道路については、「用地及び工事に係る工事実施計画が認可された時点」及び「事業許可」とする。

「未着工の事業」とは、「用地買収手続きと工事のいずれにも着手していない事業」としているが、ここで「用地買収手続きに着手していない事業」とは、「用地買収の契約手続きが1件も完了していない事業」とする。

### 第3 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存（実施要領第4 関連）

#### 1 複数の事業が一体となって実施される事業の再評価の実施

複数の道路事業あるいは道路事業と他の事業が一体となって実施される（予定も含む）事業（以下「複合事業」という）については、各事業の再評価実施主体が協議の上、当該複合事業の再評価の実施手続のうち必要な事項を定めるものとする。この場合、再評価の実施時期に係る事業採択は、原則として先行した事業のものとする。

#### 2 高速自動車国道の暫定区間の車線数の増加に係る事業の再評価の実施

実施要領第4の1(5)に定められた「高速自動車国道の暫定区間の車線数の増加に係る事業」とは、高速自動車国道と密接に関連し、暫定区間の車線数の増加を行うその他の道路を含む区間とする。

この場合、地方公共団体に意見を聴いた上で、当該事業区間の整備計画の変更等をもって、当該事業の全区間で再評価手続きが行われたものと位置づけるものとする。

また、当該規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。

### 3 「再評価に係る資料」の内容

「再評価に係る資料」は、対象事業の目的、事業化年度、全体事業費に加え、第4に示す評価項目に係る資料とする。

### 4 「関係する都道府県・政令市」の対象

「関係する都道府県・政令市」は、会社が行う事業の場合、当該事業が経過する又は当該事業について出資金を拠出する都道府県・政令市とする。

### 5 対応方針（案）等の送付

対応方針（案）（補助事業等にあつては対応方針）等の送付については、再評価の実施後速やかに、別に定める様式により行うものとする。

### 6 結果等の公表

結果等の公表は、別に定める様式により行うものとする。

## 第4 再評価の手法（実施要領第5関連）

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第5の1に基づき定めた再評価手法は以下のとおりである。

再評価を実施する際には、以下の評価項目（視点）について確認を行う。

#### ① 事業の必要性等に関する視点

##### 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

原則として、別に定める評価指標のうち、事業の効果や必要性を評価するための指標、その他事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等を確認するものとする。ただし、以下の事業については、その限りではない。

- ・ 事業採択時（再評価実施後は前回の再評価実施時）に確認した事業を巡る社会経済情勢等に変化が見られない事業

## 2) 事業の投資効果

事業の投資効果やその変化を検証するため、原則として、別に定める費用便益分析マニュアルに基づき、費用対効果分析を実施するものとする。ただし、以下の事業についてはその限りではない。

- ・ 事業採択時（再評価実施後は前回の再評価実施時）に実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない事業であって、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きいもの、準備・計画に要する費用を予算化した事業で事業費を予算化する際に改めて新規事業採択時評価を実施するもの等、費用対効果分析を行うことが適切でない場合

## 3) 事業の進捗状況

執行済額等

### ② 事業の進捗の見込みの視点

事業進捗が順調でない理由、供用予定等今後の事業の見通し等

### ③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

施設の構造や工法の変更等

## 第5 複合事業に関する事業評価監視委員会の設置方法等（実施要領第6関連）

複合事業については、各事業の再評価実施主体が協議の上、当該複合事業に関する事業評価監視委員会の設置方法等を定めるものとする。

## 第6 施行期日

本細目は、平成30年3月12日から施行する。

## 下水道事業の再評価実施要領細目

### 第1 目的

「下水道事業の再評価実施要領細目」は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき、下水道事業の再評価を実施するための細目を参考としてまとめたものであり、下水道事業の効率的・効果的实施並びにその過程の透明性・客観性の一層の向上を図ることを目的とする。

### 第2 適用範囲

下水道事業の再評価の実施に当たっては各事業主体（独立行政法人を含む。）が当該事業の経緯、地域固有の条件、事業特性等を勘案しつつそれぞれの事業に応じた方法でこれを行うこととする。本細目は、標準的な下水道事業を対象として再評価を実施する場合を想定し、再評価の実施主体の参考となるよう策定したものである。事業特性等個別の事情により、本細目によることが適切でない場合については、再評価の実施主体において別途適切な方法を講じ、再評価を実施しなければならない。

### 第3 再評価の対象とする事業の範囲

#### 1 対象事業

- ・ 公共下水道事業
- ・ 特定公共下水道事業
- ・ 特定環境保全公共下水道事業
- ・ 流域下水道事業
- ・ 都市下水路事業

但し、管理に係る事業等は再評価の対象から除外する趣旨に鑑み、新たな機能の付加・改良を伴わない単純な更新のみを行う事業については対象事業から除外する。

#### 2 再評価の実施主体

再評価の実施主体は、事業の実施主体とする。

- ・ 公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、都市下水路事業については、原則として市町村又は一部事務組合とする。都道府県代行制度により事業を実施している場合においては、都道府県の協力を得たうえで市町村とする。
- ・ 流域下水道事業については、流域関連の公共下水道及び特定環境保全公共下水道の事業主体である市町村又は一部事務組合の協力を得たうえで都道府県とする。

- ・独立行政法人が事業を直接施行している場合においては、下水道管理者である地方公共団体と十分な調整を図ったうえで独立行政法人とする。

#### 第4 再評価を実施する事業

##### 1 事業単位の取り方

- ・事業箇所毎に全体計画を対象として再評価を実施する。  
全体計画に含まれる地方公共団体の単独事業については、これを含めたうえで一体的に評価を行う。  
なお、独立行政法人が直接施行している事業については、当該事業箇所毎に再評価を実施する。
- ・流域下水道事業は、原則として処理区（分流式の雨水については排水区）を単位にして評価を実施する。  
なお、流域下水道事業については、流域関連の公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業と一体的に評価を行うとともに、排水区の地形特性・被害実態等を勘案し、関連する排水区を一括して評価を行うことができるものとする。
- ・公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業（いずれも流域関連の事業を含む）は、原則として処理区（分流式の雨水について排水区）を単位にして評価を行う。  
但し、小規模な事業については、市町村単位で一括して評価を行うとともに、排水区の地形特性・被害実態等を勘案し、関連する排水区を一括して評価を行うことができるものとする。
- ・公共関連の特定環境保全公共下水道事業については、公共下水道事業と一体的に評価を行う。
- ・都市下水路事業は、事業箇所を単位として評価を行う。  
但し、近接して1市町村内に複数の都市下水路事業がある場合においては、流域単位に一括して評価を行うことができるものとする。

##### 2 事業採択、未着工の定義

###### (1) 事業採択

「事業採択」とは、「事業費が予算化された時点」とする。「事業費が予算化された」とは、当該事業の補助対象事業費が財政法第34条の2第1項の規定に基づき財務大臣の承認を受けたことをいう。

###### (2) 用地買収手続きに着手していない事業

「用地買収手続きに着手していない事業」とは、「用地買収の契約が1件も成立していない事業」とする。

###### (3) 工事に着手していない事業

「工事に着手していない事業」とは、「現地における工事中測量及び地質調査等に着手していない事業」とする。

3 事業採択後5年間を経過した時点で着手済みの事業について、再評価の実施の必要性を判断する際の視点

以下の項目により事業が順調に進展しているか確認し、再評価の実施の必要性を判断するものとする。

(1) 関連計画及び関連事業の状況

上位計画等の変更の有無、関連事業の進捗状況。

(2) 事業の進捗状況

下水道法第4条第1項の規定に基づき国土交通大臣の認可を受けた事業計画（以下「事業計画」という。）と当該時点における事業の進捗状況の比較。

(3) 地元情勢

事業に係る地権者及び周辺住民の事業に対する協力等の状況。

4 社会経済情勢の急激な変化及び技術革新等により、再評価の実施の必要性を判断する際の視点

上位計画等の変更、関連事業の休止・中止等、社会経済情勢の急激な変化及び技術革新等があった場合には、3.の指標及び以下に基づき、再評価の実施の必要性を判断するものとする。

(1) 技術革新

新技術等の技術革新の事業手法等への適用の有無。

5 事業採択後5年間を経過した事業及び再評価実施後5年間を経過した事業について、再評価の評価手法を選択する際の視点

第3の1で定める全ての事業を対象に、3.に掲げる項目について評価手法選定表により確認を行い、評価手法を選択する。確認の結果、全ての項目について順調に進展していると認められる場合には第6の2に定める「チェックリスト等による評価手法」によるものとし、それ以外の場合については第6の1に定める「詳細な評価手法」によるものとする。

その際、下水道事業は、事業単位が市町村又は複数市町村にわたる広域的なものであること、事業内容が汚水処理、浸水対策、高度処理、処理水及び汚泥の有効利用等と多彩なことなどから、当初より長期的な計画を策定し、段階的に整備を行っていくことが効率的であること、このため事業期間が必然的に10年を越えることが多いことなどを踏まえた上で再評価の評価手法を選択し、効率的な再評価を行う必要がある。

なお、評価手法選定表については、別に定める。

また、複数の処理区又は排水区を有する市町村については、再評価実施時期を揃え

るため、再評価を実施する処理区又は排水区に合わせてその他の処理区又は排水区の再評価を行うことができるものとし、流域関連の公共下水道及び特定環境保全公共下水道事業については、流域下水道事業の再評価時において、一体として再評価を実施できるものとする。

#### 6 下水道法に基づく事業計画変更の扱い

事業採択後、事業計画の変更が行われた事業のうち、新たに追加された処理区については、「事業費が予算化された時点」を「事業計画の変更が行われた時点」に読み替えることとする。

### 第5 再評価の実施及び結果等の公表

#### 1 再評価の実施手続き

##### (1) 評価の実施部局

再評価の実施主体は、事業主体である地方公共団体及び独立行政法人であり、そのうち、下水道事業の所管部局が中心となって再評価を実施する。

##### (2) 再評価に係る資料

再評価に係る資料は、以下の通りとする。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

###### ① 事業概要

事業名、処理区名及び面積 (ha 単位)、処理施設の名称、処理方法、処理能力 (晴天時日最大、雨天時日最大)、計画処理人口、事業採択年度、事業費 (補助対象事業費、単独事業費)

###### ② 再評価に関する指標

第6の1に定める指標とする。

但し、チェックリスト等による評価手法による場合は、第6の2に定める項目とする。

##### (3) 事業評価監視委員会に提出する資料

事業評価監視委員会に提出する資料は、以下の通りとする。

###### ① 再評価に係る資料

###### ② 対応方針 (事務局案)

###### ③ 再評価を実施する事業の一覧表

##### (4) 再評価の実施時期

事業主体は、当該年度に再評価を実施した事業について、毎年11月末日までに再評価に係る資料を作成し、対応方針を決定したうえで補助金交付等に係る要求を行う。その際、再評価に係る資料及び対応方針を併せて提出する。

なお、再評価の実施主体は、補助金交付等に係る要求に当たっては、再評価結果、

対応方針等について公表する。

(5) 再評価結果等の提出先

再評価に係る資料及び対応方針の提出先は、必要に応じて当該補助事業を所管する地方支分局等を経由して、国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課とする。

2 評価結果，対応方針等の公表

(1) 公表内容

国土交通省都市・地域整備局下水道部及び地方支分部局等は、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」第4の2項に従い、再評価の実施主体から提出された資料等をもとに当該事業の補助金交付に関する対応方針を決定し、翌年度予算の実施計画策定時に以下の資料を公表する。

- ・再評価を実施した事業
- ・対応方針
- ・事業評価監視委員会における意見の具申内容等結論に至った経緯

(2) 公表方法

公表は、記者発表、国土交通省都市・地域整備局下水道部における閲覧等によるものとする。

## 第6 評価の方法

1 詳細な評価手法の設定

再評価は、以下の指標に基づき実施するものとする。

(1) 事業の進捗状況に関する指標

- ・進捗率
- ・処理場用地の取得状況
- ・施設の供用状況
- ・供用開始区域の接続状況
- ・地元情勢等

(2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化に関する指標

- ・社会経済情勢
- ・自然環境条件
- ・計画変更の有無及びその程度

(3) 費用効果分析

- ・費用効果分析の実施

原則として再評価を実施する全事業について、費用効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用効果分析に要する費用が著しく大きい等費用効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用効果分析を実施しないことができるものとする。

(4) コスト縮減や代替案立案等の可能性に関する検討

- ・コスト縮減方策
- ・代替案の検討

なお、各指標に関する詳細な事項及び対応方針を決定する際の判断基準等（以下「評価手法」という。）については、別に定める。

但し、再評価の実施主体はこれらの評価手法を参考に、個別事業の特性に応じて評価手法を設定できるものとする。

## 2 チェックリスト等による評価手法の設定

第4の5において、チェックリスト等による評価手法を選択するものとされた事業については、以下の項目についてチェックリスト等により確認を行い、事業の継続の必要性を判断するものとする。

- ・事業の進捗率
- ・処理場用地の取得状況
- ・施設の供用状況
- ・供用開始区域の接続状況
- ・地元情勢の著しい変化の有無
- ・社会経済情勢の著しい変化の有無
- ・自然環境条件の著しい変化の有無
- ・全体計画の変更の有無
- ・費用効果分析の結果

原則として再評価を実施する全事業について、費用効果分析を実施するものとする。

なお、事業採択時において実施した費用効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用効果分析に要する費用が著しく大きい等費用効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、再評価実施主体は、費用効果分析を実施しないことができるものとする。

## 第7 施行期日

- 1 本細目は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成19年11月22日に改定された下水道事業の再評価実施要領細目は廃止する。